

※ 本文書は、精神障害福祉担当課に送付しておりますが、健康危機管理担当部局にもFAXにより同文書を送付しておりますので念のため申し添えます。

事 務 連 絡

平成23年3月13日

各都道府県

精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

東北地方太平洋沖地震にかかる「心のケアチーム」の派遣の可否について（照会）

本地震による被害は、被災者が広範な地域に分散しており、今後、避難所等による住民の避難生活が長期化することも考えられます。そのため、各都道府県・指定都市等による精神科医等の派遣による協力については、現時点で斡旋の求めがあった宮城県を始め、被災が想定される青森県、岩手県、福島県、茨城県（以下「被災県」という。）からの斡旋の求めに応じて、厚生労働省において一元的に調整することとしております。

については、今後、被災県以外の都道府県等の精神科医等について、被災県への派遣のご協力をいただくことが考えられることから、現時点における各都道府県の精神科医、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師等からなる「心のケアチーム」の派遣に応じることの可否、その場合の体制（人数、派遣期間等）について3月15日（火）までに、別紙により、メール又はFAXにて回答願います（※本照会は、現時点における派遣可能チーム数を確認するもので、本照会により派遣をお願いするものではありません。）。

道府県におかれては、指定都市も併せてとりまとめの上、回答願います。また、今回は、3月末までに派遣でき、かつ下記の対応が可能なチームを登録してください。

- ① 避難住民の心のケア対策等の活動について、被災県精神医療センター等と連携をとり、対応する予定であること。
- ② 現地との間の交通、現地における交通（緊急用車両、運転手等）、スタッフの交替、その他必要な資器材等は各都道府県において賄うこととし、被災県及び被災県の管下市町村に負担を求めないこと。
- ③ 派遣者の生活物資（飲料水、食料、寝具等）も、持参されたいこと。

なお、精神的なケアに関しては、相当長期間にわたる対応が想定されます。4月以降の対応については、改めて、ご協力をお願いすることとなると思いますので、よろしくお願いたします。

送付先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 中谷、荒川、川島、大林

TEL 03-3595-1111（内3053、3054、3147、3069）

03-3595-2307 FAX 03-3593-2008

E-mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 中谷行
FAX 03-3593-2008

(別紙)

(都道府県名)

※指定都市は、都道府県が調整

派遣の可否	
可	否

派遣開始可能日
月 日

派遣可能チーム数
チーム

調整の際の問い合わせ先 (被災自治体から連絡する際の連絡先)

(連絡先)

(電話) (代表・直通)

(内線)

(担当)

(FAX)

メールアドレス

チーム代表者・所属・連絡先	チーム構成	一般精神又は児童精神の対応	派遣期間
〇〇医師 県立精神医療センター 090-0000-0000 Xxxx@gmail.com	精神科医1、児童精神科医1、 看護師1、精神保健福祉士1、 運転手1、事務員1	一般精神、児童精神の両 方可能	3月16日 ～3月22日
▲▲医師 精神保健福祉センター 090-0000-0000 Yyyy@hotmail.co.jp	精神科医1、保健師1、臨床心 理士1、運転手1、事務員1	一般精神	3月22日 ～3月24日

- ※ 3月末までに派遣できるチームについて、状況を記載する。
- ※ 代表者の連絡先は、現地でも連絡可能なメールを登録してください。
- ※ 精神科医で児童精神に対応できる医師がいる場合は、その旨記載願います。

※ 「心のケアチーム」は、当面、被災地の状況を鑑み、以下の満たすチームであることとする。

- 心のケアチームの活動は、被災県対策本部や被災県精神医療センター等と連携して、情報収集を行い、現地のニーズに応じた活動を行う予定。
- 活動に必要な薬品等の物資は持参すること。
- 水・食料等を持参し、自給自足で活動できること。
- 派遣にあたっては、出張扱いとするなど、派遣者の身分を確保すること。
- 現地まで及び現地での移動手段を確保していること。
- 医療スタッフの他に、連絡や運転等のための要員を確保すること。
- 派遣予定期間が終了したら引き上げること（無理をしないこと）。